





金というものに区分して、それぞれの系統段階における最近の資金コストの状態、あるいは近代化資金法から見た基準金利の段階のあり方について説明願いたい。

○森本政府委員 まず、単協におきます資金コストの状況でございますが、単協のほうは、最近二、三年の状況を申し上げますと、三十六年には資金コストは約六分六厘程度、それから三十七年、六分六厘七毛、それから三十八年は六分七厘九毛といたつたようなことで、やや資金コストが漸次高まってきておるといふようなことでございます。

これは預金のほうでも定期性の貯蓄がふえてきたようなこともございまして、あるいは人件費の増というようなこと、要するに、調達の金利が高まる、それから間接費がやや漸増するといふようなことから、こういう推移を示しております。貸し出し金の利回りのほうは、それに逆—

というところか、その点。調達資金コストとしましては、三十九年度は—実はこれは単一金融機関でございますので、資金のコストをあまり正確といひますか、ぴしやつと端数まで申し上げるのとはどうかと思うのですが、三十九年度はほぼ八分五厘前後、それから四十年は七分七厘前後、それから四十一年度は七分二厘といたつたような形に推移するものと思ひます。

○芳賀委員 なお、信連、中金の資金の種類によつても違ひますが、実際の貸し出しの金利、それはおおよそどうなつておるのか。

○森本政府委員 先ほども御指摘がございましたように、貸し出し金の中にはいろいろな種類のものでございまして、大体プールをして申し上げますと、三十九年度では農中のほうが九分一厘程度、それから信連のほうは九分六厘程度、そういうふうな調査の結果になっております。

○芳賀委員 そこで、この基準金利が九分五厘が九分ということになるわけですが、その場合、中金に對しては政府から直接の利子補給を行なうわけですが、中金に對する利子補給はどの程度考えておられますか。

○森本政府委員 中金が直接貸しをするわけでありまして、末端金利が六分の場合には利子補給が一分五厘、末端金利が七分の場合には利子補給の率が五厘、基準金利としては七分五厘というふうなことで考えておるわけでありまして。

○芳賀委員 そうすると、四十一年度の七分一厘が中金の平均コストということになると、一分五厘の利子補給をしてもらえば、中金としては相当有利になるという事ですか。

○森本政府委員 相当有利といひますか、七分一厘程度に對して七分五厘の基準金利といつたような形になりますから、多少の諸経費等も要すると思ひますので、まあこの程度で適正な水準ではないか、そういうふうな考へておられます。

○芳賀委員 その点がちよつとわからないです。ね。中金にそういうゆとりを与えるような補給と

いふものは、はたして必要かどうかですね。○森本政府委員 通常単協などを考えましても、御案内のように、従来は九分五厘なり、あるいはまた今度九分といつたようなことで、基準金利を設けますけれども、単協が近代化資金の原資を信連等から借ります際には、一分程度の利ざやがで

○芳賀委員 私の聞いておるのは、今度の改正によつて中金の直貸しに對して國が直接の利子補給を行なうということになるわけですね。その場合の利子補給の一分五厘といふのは、現在の中金の資金コストの事情、あるいは國全体が趨勢として低金利の方向に向かつておるといふとき

○森本政府委員 これはほとんど中金には単協が依存してないといふことが明らかになっておるわけですね。信連の場合も、中金からは転貸資金といふものは全然受けていないのです。そうなる

○芳賀委員 次に、信連段階の業績をちよつと説明してもらいたいと思ひます。これは二つに分

し出しということになれば、中金の直貸しということにしかならぬわけですね。ですから、その場合に、七分一厘の範囲内であるいは七分でコストが形成されておるといふ場合においては、これも何も一分五厘補給する必要はないのじやないですか、一分なら一分でいいのじやないですか。何も

○森本政府委員 先ほど申し上げました四十一年度の計数というのは、実は四十一年度の見込みといつたようなことになっておりますので、七分一厘あるいは二厘といふのは、画一的にそういうことになるかどうかといつたような問題が一つござ

○森本政府委員 先ほど申し上げました四十一年度の計数というのは、実は四十一年度の見込みといつたようなことになっておりますので、七分一厘あるいは二厘といふのは、画一的にそういうことになるかどうかといつたような問題が一つござ



然のことでありますが、いまの場合、共済連の金を信連に預けて、信連から結局下へおろしていくか、共済連から直接単協へいくかという問題になっておるので、ところが、府県にいきますと、共済連と信連というものはほんとうに表裏一体の形で運営しておるといふ面もある。それを逆に共済連の分だけを引き裂いて単協に持つていこうということになると、果敢階において、農業団体の分裂といふ言い過ぎかもしれないけれども、何かそういうふうなことで、水をさすような結果になる。せつかく一体になってやっておるのを水をさすような面もあるわけで、そういうような面、金融秩序の面、その他いろいろの面を勘案いたしまして、その果敢階に即して、そういうことが本来の趣旨であつて、そういうことが希望されるなら、そういう方向に進めていく、少し現実の問題として検討しなければいかぬのですから、一律には割り切れない面もありますので、現実には運営上の問題を感じておるので、あいまといへばあいまな答弁をしたわけですが、前進さすことについては、決して先生のおっしゃることと異論はございません。そのつもりで努力してまいります。

○大石(武)委員 いまの気持ちはわかりません。私は、共済連と信連との関係がどうこうというような詳しいことはわかりませんが、技術的なことは、いま答弁を要求しているんじゃないのです。ただ、共済連の金は金利のつかない金です。その金を安く農民に利用させることが根本的に大事な問題だと思ひます。共済連と信連との関係をどうするか、単協との関連をどうするかということについては、技術的な問題ですから、そのことについては、合理的な調和のとれる形でやっていた方がいいと思ひますけれども、ただ、近代化資金を安く使わせるところに根本の問題があるのですから、そのことについてのただいまの御答弁で、御決意のほどはわかつたように思ひます。そのとおりに積りてよろしくお願ひいたします。

○仮谷政府委員 そのとおりでございます。

○芳賀委員 いま政務次官の言われたのは、私ただいま聞いておると、経済局長の答弁よりも相当年やうてきておられると思ひますが、農協の事業については、未熟といつては失礼ですけれども、大体しろうとの域を脱していないのはやむを得ないと思ひます。これは共済連として、会員である単協を通じて、たとえば組合員の建物の資金であるとか、いろいろの直接共済事業と関連のあるものについては、単協を通じて貸し出しを實際に行なつておるわけです。ただ、近代化資金といふことになると、直接共済事業の取り扱つておる建物とか、あるいは福利施設の場合と趣が違つておるわけですから、問題は、信連と共済連があたかも信用事業を競合してやるようなことになると、これは弊害があり、問題が混乱する、ここに実は問題点があるわけです。それで、一応余裕金については、一般の融資等に充てるためには、信連を通じて単協に流すということにしておるわけですが、しかし、国が法律を設けて、特に近代化資金制度といふものをつくつて、そうして国家もあるいは都道府県も利子補給等をやつて、できるだけ低利の資金を農協の系統資金を活用して使わせるということになれば、やはりそれに直接共済連が参加するということは、これは矛盾はないと思ひます。ただ、共済連のほうが信連よりも相当下廻る金利で貸し出しをするということになれば、それが信連あるいは中金にとつては脅威になるわけですね。自己保存のために共済連の金を信連を通じて流さなければならぬということ、これは信連としてもけしからぬ話だと思ひます。ですから、こういう点は、農林省としてよく事情を承知しておられるし、われわれとしても、全面的に金融的な事業をやるといふのではなくて、せめてこうした近代化資金制度の場合、単協が自己資金で調達できない場合は、信連はもちろんであります。共済連からも直接資金の供給を受ける道を開くということになれば、相当大幅な改善ができるのじゃないかと思ひます。

○仮谷政府委員 十分検討いたします。共済連関係は農政局の担当になっておりますから、十分ひとつ勉強いたしたいと思います。

○芳賀委員 次に御尋ねしたいのは、今回の改正によりまして、従来の貸し付けの期限の十五年を二十年以内に改める、三年以内の据え置き期間を七年に改めるといふことに改正されるわけですが、以内ですらして、どの資金は何年というところは、これは法律には明らかになっておりませんが、結局政令にこれをまかせて、そうして各種類別に償還年限あるいは据え置き期限といふものをきめることになっておりますが、先般の提案理由の説明によると、期限延長した場合の恩恵といふものは、全面的に及ばないような趣旨の説明になっておりますが、この点については、もう少し具体的にこの改正が行なわれれば、償還年限とか据え置き期限の延長等は、どういふ種類の資金に適用するといふ点を明確にしたいわけですね。

○森本政府委員 償還期限を十五年から二十年に延長いたしましたのは、主として、今回新しく融資対象に加えます環境整備資金が、かなり固定資本として長期にわたるものである、償還もかなり

その点をいままで農林省は三十六年以來積極的に取り組んでいないのですよ。だからこの際、きょうどうするといふわけじゃありませんが、今国会中にもう少し具体的な検討を行なつて、その際どういふような道があるとか、やれるとかいふ点を別の機会に論議すべきでないかといふことを私が指摘したわけであつて、それに対する次官の御意思を先ほど伺つたわけですね。

○仮谷政府委員 十分検討いたします。共済連関係は農政局の担当になっておりますから、十分ひとつ勉強いたしたいと思います。

○芳賀委員 次に御尋ねしたいのは、今回の改正によりまして、従来の貸し付けの期限の十五年を二十年以内に改める、三年以内の据え置き期間を七年に改めるといふことに改正されるわけですが、以内ですらして、どの資金は何年というところは、これは法律には明らかになっておりませんが、結局政令にこれをまかせて、そうして各種類別に償還年限あるいは据え置き期限といふものをきめることになっておりますが、先般の提案理由の説明によると、期限延長した場合の恩恵といふものは、全面的に及ばないような趣旨の説明になっておりますが、この点については、もう少し具体的にこの改正が行なわれれば、償還年限とか据え置き期限の延長等は、どういふ種類の資金に適用するといふ点を明確にしたいわけですね。

あわせて、この法律が改正になれば、当然政令の改正もするわけですから、従来もこの法律の改正案等は出しても、それに基づく政令や省令を出すのかといふことは、委員会が要求しなきゃ出さぬのが農林省の悪いせんでせぬ。ですから、用意してあるとすれば、政省令の改正案等についても、言われなくても当然委員に配付するの

○森本政府委員 償還期限を十五年から二十年に延長いたしましたのは、主として、今回新しく融資対象に加えます環境整備資金が、かなり固定資本として長期にわたるものである、償還もかなり

○中川委員長 政府委員に申し上げますが、ただいま芳賀委員から御指摘の点は、しごくごもっともだと思ひますので、自今そういう問題が生じた場合には、参考資料としてできるだけ御提出を願ひたい。お願ひいたします。

○芳賀委員 次に御尋ねしたいのは、毎年近代化資金の利子補給対象の資金総額は増額になっておること、これはけっこうなことではあります。これをたとへば五年あるいは十年と計画的に見た場

り長いだろうといふことを考えまして、十五年から二十年に延長をする。それから据え置き期間を三年から七年にいたしますのは、従来の果樹植栽あるいは新しく加えます育成資金、これが据え置き期間三年では短か過ぎるというふうなこともございまして、主として果樹の植栽及び育成資金について据え置き期間を延長したいということで、法律案を御審議いただいております。

○仮谷政府委員 十分検討いたします。共済連関係は農政局の担当になっておりますから、十分ひとつ勉強いたしたいと思います。

○芳賀委員 次に御尋ねしたいのは、今回の改正によりまして、従来の貸し付けの期限の十五年を二十年以内に改める、三年以内の据え置き期間を七年に改めるといふことに改正されるわけですが、以内ですらして、どの資金は何年というところは、これは法律には明らかになっておりませんが、結局政令にこれをまかせて、そうして各種類別に償還年限あるいは据え置き期限といふものをきめることになっておりますが、先般の提案理由の説明によると、期限延長した場合の恩恵といふものは、全面的に及ばないような趣旨の説明になっておりますが、この点については、もう少し具体的にこの改正が行なわれれば、償還年限とか据え置き期限の延長等は、どういふ種類の資金に適用するといふ点を明確にしたいわけですね。

あわせて、この法律が改正になれば、当然政令の改正もするわけですから、従来もこの法律の改正案等は出しても、それに基づく政令や省令を出すのかといふことは、委員会が要求しなきゃ出さぬのが農林省の悪いせんでせぬ。ですから、用意してあるとすれば、政省令の改正案等についても、言われなくても当然委員に配付するの

○森本政府委員 償還期限を十五年から二十年に延長いたしましたのは、主として、今回新しく融資対象に加えます環境整備資金が、かなり固定資本として長期にわたるものである、償還もかなり

○中川委員長 政府委員に申し上げますが、ただいま芳賀委員から御指摘の点は、しごくごもっともだと思ひますので、自今そういう問題が生じた場合には、参考資料としてできるだけ御提出を願ひたい。お願ひいたします。

○芳賀委員 次に御尋ねしたいのは、毎年近代化資金の利子補給対象の資金総額は増額になっておること、これはけっこうなことではあります。これをたとへば五年あるいは十年と計画的に見た場

り長いだろうといふことを考えまして、十五年から二十年に延長をする。それから据え置き期間を三年から七年にいたしますのは、従来の果樹植栽あるいは新しく加えます育成資金、これが据え置き期間三年では短か過ぎるというふうなこともございまして、主として果樹の植栽及び育成資金について据え置き期間を延長したいということで、法律案を御審議いただいております。

○仮谷政府委員 十分検討いたします。共済連関係は農政局の担当になっておりますから、十分ひとつ勉強いたしたいと思います。

○芳賀委員 次に御尋ねしたいのは、今回の改正によりまして、従来の貸し付けの期限の十五年を二十年以内に改める、三年以内の据え置き期間を七年に改めるといふことに改正されるわけですが、以内ですらして、どの資金は何年というところは、これは法律には明らかになっておりませんが、結局政令にこれをまかせて、そうして各種類別に償還年限あるいは据え置き期限といふものをきめることになっておりますが、先般の提案理由の説明によると、期限延長した場合の恩恵といふものは、全面的に及ばないような趣旨の説明になっておりますが、この点については、もう少し具体的にこの改正が行なわれれば、償還年限とか据え置き期限の延長等は、どういふ種類の資金に適用するといふ点を明確にしたいわけですね。

あわせて、この法律が改正になれば、当然政令の改正もするわけですから、従来もこの法律の改正案等は出しても、それに基づく政令や省令を出すのかといふことは、委員会が要求しなきゃ出さぬのが農林省の悪いせんでせぬ。ですから、用意してあるとすれば、政省令の改正案等についても、言われなくても当然委員に配付するの

合に、農林省としてどういう構想を持っておるか。今後五年間にこの近代化資金というものをどれだけ伸ばすとか、あるいは十年計画の場合にはどうするかという案があれば、この際示してもらいたい。

○森本政府委員 御案内のように、農家の資金需要の把握というのは必ずしも容易ではございません。それからもう一つは、近代化資金のほうとしまして、今回の改正などによりまして、融資の対象がふえてくるといったようなこともございます。今回の融資対象を拡大いたしましたものが、たとえば中期運転資金でありますとか、あるいは環境整備資金が、はたしてどの程度融資の実績を示してくるかといったようなことによっても、融資が将来変わってくるわけでございます。現在のところは、大体従来御案内のように百億あるいは五十億といったようなことで、毎年資金を増加してきております。将来もその程度の資金ワクの増大は当然しなければならぬと思っておりますが、四十一年度新しい融資対象を加えた結果、どういふふうな実績を示すかというふうなことも考慮いたしまして、将来の長期的な資金の見通しを立てたい、こう思っておるわけでございます。

○若賀委員 その点は、たとえば農林省から出された資料によっても、この近代化資金の認定額が毎年の計画を下回っておるわけですね。これは需要が少なくないという結果になっておるのか、相当需要はあるが、これをまあ選別して認定した結果、年度計画に達していないのか、その事情はどうなんですか。

○森本政府委員 近代化資金が発足いたしました当初の二、三年は、いわゆる予算上のワクを各県に割り当てまして、資金の消化をしておる。むしろその当時においては、需要のほうは資金ワクよりも多少上回るといったような形があったようにございます。ところが、最近、御指摘がございまして、予算上のワクに対して消化が必ずしも一〇〇%いかない、だんだん消化率が落ちてく

るといったような状況でございますので、現在の近代化資金のワクの運用としましては、まあざっくりばらんにいたしますと、各県の必要額、ほしいという額に対しては各県別のワクは特に設けず、十分需要に対して資金ワクを配分していく、そういうふうな形で運用しております。したがって、消化率が下がってまいりましたのは、特にワクの配分がまずくて消化ができていないといった実情にはございまして、三年ないというふうな考えでおります。

○若賀委員 私どもの調査の結果から見ると、決して近代化資金に対する需要、これに対する依存度というものは低下しておるとは考えられないですね。結局農民の側から見れば、やはりこういう制度資金というのに対しては相当期待を持って借り受け希望はあるわけですが、まあ実際の資金は、これは政府資金ではありませんから、単協あるいは系統の自己資金を貸し出して、その分に対する政府あるいは都道府県の利子補給ということになって、一面においては信用保証制度等はあるし、今回また保険制度で強化するということがなっておりますが、結局生産者の希望あるいは需要に対して、信用度合いの調査とか確認というふうな作業の中で、相当これはふるい落とされる場合が多いと思うわけです。そういうことで、実際の面から見ると、最初の計画の九〇%あるいは八〇%程度に終わるといふことになっておると思っておりますが、その間の障害あるいは隘路等というものは、これは農林省としても調査されておると思っておりますが、そのおもなる点に対して局長から実例をあげてもらいたいと思っております。需要はあるけれども、どうして結果的には消化されないかという点ですね。

○森本政府委員 貸し出しの末端の担当者でありまして、その農協が、農家からの借入れの申し込みがあつて、それを十分借入れの希望に応じて処理をしないといったような関係を言っておられるかと思つて、その実況は、どの程度借入れの申し込みがあつて、どの程度受け入れて

いるといったような比率みたいなものは、必ずしも計数的にははつきりはないのであります。私どものほうで十五県ばかり県を選びまして、そういった実態を調査しておるわけです。したがって、これが十五県ですから、全国必ずそういう姿かということになりますと、ちよつと明確ではないのですが、十五県のそういう調査によりまして、農協が、近代化資金の借入れの希望がありまして、受理をいたしましたのが、三十九年の状況では大体九五%受理をしておるという形になっております。したがって、この調査によれば、それほど農家の申し込みに対して拒絶をしたり、あるいは保留したりするということは少なくともないのじやないかというふうな感じがいたしております。果によりあるいは地方により多少実情は違ふと思つて、全国おしなべますと、そういう状況になっております。

そこで、申し込みが残念ながら受けられなかつたといったような事由でございますが、どういう場合にそういう形になるか。いろいろ調査の項目がございまして、あるいは借入れ者の側の事情によつて十分希望にこたへられないといったようなものもあるようにございます。たとえば事業計画が必ずしも十分でない、あるいは信用力が十分でない、自己資金が活用できるではないかといったようなそういう事由によつて、借入れを残念ながら受けられないといったようなものがある。なお、組合側の事務の能力が不足して、あるいは貸し付け資金が十分でないといったような事由によつて、農家の借入れ希望を残念ながら受けられないといったようなケースも多少はあるように、調査の結果は出ております。

○若賀委員 いずれにしても、三十六年は利子補給の承認状態が九三・七%、三十七年が九五%、三十八年が九三・四%、三十九年が八三・八%と、制度開始以来毎年毎年実績が低下しているわけですね。こういうことになると、結局農民がこの制度に対して全面的な期待を持っていないと

か、熱意がないというふうな理由づけのようになるともなつて、制度が後退するようになる。これはたいへんだと思つておるわけですから、そういう点については欠陥を発見して、十分是正してもらいたいと思つておるわけです。

それで、この点に關してもう一つお尋ねしたいのは、都道府県で、地域的に見ると、近代化資金の活用状況に非常に不同があるわけですね。これも農林省の資料に基づくわけですが、たとえば北海道の場合には、三十九年度には全体の五・五%程度しか近代化資金を利用していないわけですね。北海道モノロー主義で私が言うわけでもないが、この制度の性格から見ると、北海道の農業の場合には、特に積極的にこの制度を利用すべきであると思つてもかかわらず、他の東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州の各ブロックに比較して、北海道が最低なわけなんですけれども、これは農業の生産規模とか、あるいは生産力、あるいは今後の発展の度合い等から見て、地域的に見ると、北海道がこういう全体の五・五%なんというのはおかしいと思つておる。これは農林省のせいだといふわけじやないですよ。どういふわけであつておるのか、私もちよつと理解に苦しんでおるわけなんです、局長はこの現象というのに対してどうお考えですか。

○森本政府委員 ちよつと私、北海道がどういふ事情で借入れが十分進まないかという点は、残念ながらそこまで勉強が足りませんので、その理由にはつきり申し上げる用意がございませんが、ただ、最近の模様を見てまいりますと、全国の近代化資金の貸し出しの伸びに比べて、まあもとが小さいといへばそれまででございますが、三十九年及び四十年の見込みを申し上げますと、全国の伸び方に比べて、北海道の伸び方のほうがやや上回るようになつておる。具体的に申し上げますと、三十九年は全国の対前年比が約一〇三%というふうな形になっておる。北海道では一〇九%くらい伸び率、それから四十年度は、これは見込みでございますが、全国の伸

び率が一三〇％くらいを見込んでおりますが、北海道のほうは一五〇％くらいというふうな見込みになっておまして、最近の伸び率としては、全国よりも多少上回りつつあるのではないかと、そういう感じがしております。

○芳賀委員 この点は、私も理由の発見にちよつと迷つておるわけですが、たとえば利子補給をやる場合に、北海道は道がやるわけですね。ですから、公共団体が積極的な利子補給をしたくないという場合には、これは抑制する方法はあるのでしょうか。そういうことはいいですか。

○森本政府委員 都道府県で利子補給についてどういう運用をされておるかということになるわけですが、私の聞いた限りでは、それほど都道府県で利子補給を締めておるといいますか、そういうふうな形は、全国的には少ないというふうなことを聞いております。ただ、先ほど申し上げましたように、北海道でどういう形で運用されておるか、必ずしも私実はつまびらかにしておりませんが、その点について、しかとお答えをする用意がございません。

○芳賀委員 結局、北海道庁が利子負担をあまり好まないという場合には、そういう抑制措置が都道府県段階でできるとすれば、そういう政策上の作用が、これは全くけしからぬことであるけれども、そういう理由も一つはあるわけですね。もう一つは、農家の固定負債の現況から見ると、やっぱり北海道が、内地の府県から見ると、非常に一戸当たりの固定負債が多いわけですね。したがって、単協あるいは信連が自己資金から貸し出しするわけでありまして、その単協の組合員のいわゆる信用力等を検討して、結局、信用力がない者には積極的に融通ができないという、そういう金融機関的な判断から立つと、なかなか、組合員は希望しておるが、そういう受信用の問題で十分これが伸びないということも一つの理由になると思っております。そういう点はどうお考えですか。

○森本政府委員 これは抽象的なことで恐縮でございますが、そういう事情も多少は影響があるか

と思ひますが、何ぶん北海道について具体的にどういふ事情で先生御指摘のような事情になっておるか、私実はいまちよつと存じませんので、十分ひとつ取り調べをさせていただきたい、そういうふうにお考えます。

○芳賀委員 私の判断では、私自身が北海道の単協の組合長をやっている関係もありまして、北海道庁が利子補給をしたくない態度ということとは別として、単協が自己資金から融通するという場合は、一方において保証制度もあるが、組合員に対する信用力の問題で、単協によつてはこの資金を積極的に扱わないというの、実はないわけではないのです。そうなるも、この近代化資金の積極的な活用の障害をなしているのは、やはり農家の固定した負債が原因でもあるということになるわけですね。そうすると、この間も、マル寒資金のときにちよつと触れましたが、近代化資金を借り入れる前の前提条件として、相当額にげつた負債のある組合員に対して、それをどういふふうに入除して、近代化資金の活用によつてその農家の農業の伸展をはかつてやることかできるかという問題になると思つております。現在は、自作農維持資金制度が、制度としては農家の負債整理の一翼をになつておるわけですが、これだけでは十分であるとは考えられないわけですね。そこで、国の制度として、特に専業農家を中心とした農家の負債整理をやる場合には、どういふ制度あるいは方法が一番効果的であるか、好ましいかという点についても、農林省としては相当検討を進められておると思つておるわけですね。ですから、この機会に局長から具体的な説明を願いたいと思つております。

○森本政府委員 農家のほうに従来の負債が多くて、近代化資金が十分借りられないといったような関係の問題であるかと思ひますが、あるいは従来のような保証制度の形でありまして、具体的に申しますと、地方の信用基金協会の八〇％しか保証しない。したがって、あとの二〇％は単協がリスクを負つて農家に金融をしなければならぬ。そういうふうな状態でありまして、単協として

も、信用過多といひますか、借り入れ金が多い農家に対して、貸しつけを渋るといふふうな傾向は出てくる可能性があるわけでありまして、ところが、今回、しばしば御説明を申し上げましたように、四十一年度からは原則として一〇〇％信用基金協会が保証する、こういうことにするわけでありまして。そういうことになりまして、少なくとも今後近代化資金を貸し出すものについては、たとえ近代化資金で貸したものが焦げつくというふうなことになるにしても、貸し金の一〇〇％は基金協会から代位弁済を農協としては受けられるわけでありまして、この点についての障害は、四十一年度からはかなり軽減されるというふうになると思ひます。これは十分でないかも知れませんが、近代化資金に限つては、そういうふうな保証制度の改正をすれば、いま申し上げましたような点は相当改善になるのではないかと、そういうふうにお考えになります。

○芳賀委員 この保証制度の問題は、これは同時に審議しておるわけで、あとで数点お尋ねしたいと思つておたつたわけですが、いまの答弁だけを取り上げると、それでは単協として、返済能力が十分でない認められる組合員についても、今度は保証制度が完ぺきになって、一〇〇％保証することになるから、心配はないという取り扱ひをしてほしいということなんですか。いいとか悪いとかじゃなくて、農協としては、各種の貸し付け金とか、いろいろの組合員によつてあるわけですから、この利子補給が若干あつても、なかなか資金を貸し付けても計画どおりの回収はむずかしいと思つて、貸し出しをちゆうちよとしておるものもあるわけですね。ところが、今度は信用保証制度が完ぺきになったので、そういう組合員に対しても相当弾力性を持たして貸し出す、しかし、回収は困難なことは最初からわかっているわけだから、その場合には、保証協が一〇〇％保証の任に当たるから、単協は心配ないだろう。局長の説明はそういう意味ですか。

○森本政府委員 近代化資金といへどもやはり資金の融通でございますから、当初から一〇〇％これは返済能力なしというふうなものに対して融資をやるかどうかは、非常にむずかしいところでございす。ただ、私の申し上げましたのは、多少リスクがありまして、近代化のために必要な資金を融通するという一つの制度金融の眼目でございすから、いままでよりは、単協としては自己負担がなくなるわけでありまして、資金の融通については積極的になるだろう、そういうことを申し上げておるわけでございます。全然返らない見込みのものに対して単協が融資をするかという御質問に対しては、そのところは、資金の融通といたしますが、金融の制度でありますから、やはり一定の限界があるというふうには御了承いただきたいと思ひます。

○芳賀委員 そこで、先ほど指摘しました固定負債の整理に対して、国としてはどういふような改善策があるかという点はいかがですか。

○森本政府委員 北海道におきます負債が、内地に比べてかなり借り入れ金が多いという点は、私どもも承知をいたしておるわけでございますが、ただ、そのうちで、はたして固定した負債がどの程度あるかということになりますと、実はまだ十分調査が行き届いておりません。そういう実情でございますので、一体どの程度の状況になつておるかということをもう少ししさいに検討させていただきます。その上でわれわれの考えもひとつまとめさせていただきます。そういうふうにお思つております。

○芳賀委員 先日マル寒法の審議のときにも、マル寒法に基づく改善計画を立てた場合に、総合的な計画を立てて、並行的に負債整理資金あるいは家畜導入資金等については一括貸し出しの方法でやるという、そういう農林省の方針が示されたわけでありまして、そういうも、現在制度的に見ると、自作農維持資金が、大体災害の場合に貸し出すのと、それから農業維持のために、これは負債整理ということで貸し出しておるにすぎないわけですが、これがどの程度効果的に働いておる



度末では市町村の割合が約六・九%、三十八年度では八・四%、三十九年度は先ほど申し上げましたように九・二%ということで、市町村の出す割合は漸次ふえてはきておるわけでありませう。ただ、市町村のほうの割合がふえても、現状では一割程度ではないかというふうなお話でありませうが、何ぶんにも都道府県がかなり負担をしておることもございませうし、それから単協あるいは信連等も、やはり自分たちの原資を活用してもらおうのだというので、出資に協力しております。そういう事情からこういう割合になっておるものと思ひます。ただ、市町村がそれほど活発でないという事情がございませうれば、われわれとしても、そういう点については十分指導なり示唆なり、そういうことについてやっていきたいと思ひます。

○芳賀委員 次に、先ほど保証額については一〇%に今度は改定されるという説明もありました。実績は一体どうなっていますか。たとえば毎年度の利子補給の承認額に対して保証申し込み額がどのくらいになっておって、いわゆる保証の依存率はどのくらいか、そういう点はわかると思ひますが……

○森本政府委員 全体の資金の融通額に対しまして、保証の依存割合といいますが、それは最近上がつてはきております。一応数字で申し上げますと、融資に対して保証をいたしました割合が、三十七年度が五七%、それから三十八年度は六〇・五%、三十九年度は六〇・九%ということで、保証の依存率は上がつてきております。

○芳賀委員 今回の改正が行なわれた場合、今度は保証額一〇%ということになれば、それに対応する基金の造成とか保証の実行という問題が、当然実施段階で出てくることになるが、その点の計画はどういうことになっておりますか。

○森本政府委員 ただいま申し上げましたのは、全体の融資額に対して保証に乗っておる金額の割合でございます。御指摘の点は、保証の限度が八〇%から一〇〇%になることによる変化、こういうお話であります。そこで、私もとしまして

も、そういうふうな保証の限度を高めてまいりませうと、当然保証の融資額に対する依存率が増加してくるであろうというふうに思つております。信用基金協会の関係、あるいはさかのぼりますれば中央の保険協会のほうにも響いてくるわけでありませうが、従来先ほど申し上げましたように、六〇%ちょっとといったような依存率になっておりましたが、保険なり保証の設計としては、六七%くらいには少なくとも当座は上がつてくるであろうというふうな計数で試算をいたしております。

○芳賀委員 次に、具体的な取り扱ひとして、債務保証の実行の事例ですが、たとえば単協が自己資金で貸し出しを行なつて、それに利子補給がつくわけですが、その場合、単協が基金協会に対して保証を申し込んで求めるわけですね。それで結局、借り受け人の組合員がこの計画どおり返済ができない、そういう場合もあるわけですね。その場合のために基金制度があるわけですから、その場合においては、保証協会が肩がわりして、そして金融機関である単協に実際の損失を及ぼさぬということになるわけですが、その場合、単協の場合においても、求償権というものは基金協会に完全に移つて、そして協会が直接債務者である組合員に債権の回収を行なうという仕組みになっておるのかどうか、その点はどうなんでしょうか。信連の場合と単協の場合と、それぞれ実務上の差があると思ひますが……

○森本政府委員 御指摘のような関係にはなっておりませう。つまり、農家が借り受けた金額を返済できないという場合には、単協に対して基金協会がかかつて債務を弁済する、いわゆる代位弁済をすることにいたします。代位弁済をいたしますれば、形式的には求償権は単協から基金協会に移ることになります。ただ、基金協会としまして、いろいろ借り受け者の事情もございませうし、みずから債権の回収に当たるといふことなしに、単協に事務を委託して、その債権の管理をしていただく、そういうふうな運用になっております。

○芳賀委員 その次は、単協が自己資金で充当できない場合、当然これは信連とか中金から転貸を受けて貸し出すことになるわけですが、中金の場合にはそういう必要が生じてきませんが、信連段階から借り受けるという場合には、農林省の資料によつても、三十九年度が三四・五%ということになるのですね。その場合の返済不可能というときに、回収の責任は当然単協にあるが、本人がこれを返済しない、そしてその資金が信連の資金であるという場合は、その場合の債務保証というものはどういふふうなことになるのでありませうか。単協が代位弁済をする責任がはたしてあるのか。実際は信連が信連資金から単協に近代化資金の目的で融通している場合は、債務保証が行なわれた場合、信連が直接借り受けた生産者に請求して回収するの、単協の代位弁済が必要かどうかという点と、その間の事情は、実際事務を取り扱う場合にどうなつておりますか。

○森本政府委員 近代化資金の原資を信連から供給を受けて、単協が貸し出す場合の話でありませうが、農家から借り入れ金が返済にならない、そういうことになりませうと、基金協会が単協に対してかわつて金を払うことになりませう。したがつて、単協としては、その基金協会から代位弁済を受けた金額を信連に対して弁済をする、資金の流れとしてはそういうふうな形になると思ひます。

○芳賀委員 それはこういうことですか。信連資金を農協を通じて組合員に転貸するわけですね。その場合、回収ができない場合は、やはり基金協会が保証弁済をする、そして弁済した金額を基金協会から単協に与え、単協が信連に対してそれを弁済するということになるのですか。もう一回その点をちよつと……

○森本政府委員 述べられたとおりでございます。○芳賀委員 それから信連が直接貸す場合は、これはどういふふうなことになるのですか。信連貸し出しとか中金貸し出しというのもあるわけですが、

○森本政府委員 信連が直接貸し出しをいたした場合には、先ほど単協で申し上げた関係がそのまま当てはまるというふうになります。○芳賀委員 その点は明確になりましたが、いままでの取り扱ひの経過からいくと、基金協会が保証弁済をしたという金額はまだあまり大きくはないと思ひますが、そういう事例もあるわけですね。そういう事例が起きた単協等に対して、その後、たとえば信連の資金等を流す場合とか、あるいは近代化資金の単協からの申し込みに対して、実績上何々農協は回収能力のない組合員に近代化資金を貸し出すからして、結局基金が保証弁済をしたければならぬということも理由にして、その後の資金の流れに対して相当厳重な規制が行なわれるという事例が実はあるわけなんです。そうすると、何も基金協会とか保険協会というものは必要なくなるのじゃないですか。そういう場合に備えての裏づけ制度というものが、基金とか保険という形で強化されるにもかかわらず、完全に回収ができないとか、成績がよくないということも理由にして、近代化資金の認定が進まないとか、自己資金以外の資金を要求した場合に、それが目的どおり流れてこないというふうなことになる場合においては、この制度自身が非常にゆがめられて運用されるということになると思ひますが、そういう場合は、何も改正なんかする必要はないと思ひます。最初から厳重に回収能力のあるものだけ選別して貸せば、協会も保険も要らぬということになると思ひます。実際実施段階ではそういう現象があるのですよ。農林省はそんなことはないと言ふかも知れないが……

○森本政府委員 一つは、長期的な資金でありませうから、貸し付けをいたします場合には、回収の見込みがあるというふうなことで貸し付けをいたしまして、その後数年を経過して、事情が変わつて、回収ができないといったような場合があるわけでありませう。その点が一つと、それから先ほどちよつと御指摘の点が十分わかりかねるのです

が、私どもが今回保証制度を改正するというふう  
にいたしましたのは、基金協会のほうの組織なり  
あるいはやり方なりというのが、今後償還が本格  
的になつてくると、必ずしも体制が十分ではない  
のではないかと、こういうふうなことで改正をする  
ようにお願いをいたしておるわけです。その主要  
な点は、基金協会のほうは、御案内のように、先  
ほどのようなことで皆さんから基金を出資してい  
ただいて、その基金をもとにして保証し、代位弁  
済をやつていく、こういうことになつておるわけ  
です。しかし、現実には、その運用の状況を見て  
まいりますと、代位弁済をするということになれ  
ば、基金を取り戻すに代位弁済をしなければい  
かぬ。そうしますと、一つには、その基金が基金  
協会の事務、人件費をまかなうものになつておる  
と、いったようなことがございます。それから基金  
を取り戻すに代位弁済をすれば、保証を続けてい  
くにはさらに出資を増加しなければいかぬといつた  
ようなことがあるわけです。そういう点から十分  
農家の保証に対してもたえられない、あるいは一  
たん延滞が起りましたら、代弁を積極的に行  
うという心配があるわけでありまして、  
そういう心配を、一つは中央の保険機構を設けま  
して、基金協会のリスクを半分程度中央で持つて  
やるということがあります。それからなお若干部  
分は基金協会のほうの危険負担が残るわけであり  
ますから、それに対しては中央から融資をするこ  
とによつて、直ちに基金を取り戻さなくても  
代位弁済ができる、そういうふうなことに仕組み  
を改善しようということになつておるわけであり  
ます。その両者を併用いたしますれば、基金協会  
のほうは従来よりも保証を積極的にするのである  
し、また延滞が起つた際の代弁も積極的にやる  
だろう、こういうふうな考へておるわけでありま  
す。御質問の趣旨と十分合つておるかどうかわか  
りませんが、私どもが改正をしようと思つており  
ますねらいは、そういうふうな点にあるわけであ  
ります。

○芳賀委員 局長の説明は、それは表玄閣の説明

で、それでいいのですよ。実際の問題として、単  
協内において基金から代位弁済をしてもらわなけ  
ればならぬというふうな実例が起きた場合、その  
後の近代化資金の貸し出しの実態とかあるいは承  
認等の事例を見ると、それが一つの理由になつて  
、だんだん制限されるとか窮屈になるとかとい  
うふうな報復的な措置が、いままでに見受けられ  
るわけですね。そういうものが容認されるとすれば  
基金制度も何も要らぬということになるわけであ  
る。そういう事例が出た場合に、報復的にあつた  
貸し出しの承認を制限するとか、信連資金をあま  
り流さぬとかいうふうなことになる、単協にお  
いて相当熱意を持つてこれを農家に取り扱つてや  
ろうとしても、だんだんできないということにな  
るのである。何も計画的に代位弁済をさせるつも  
りでは組合員に貸し出しをするわけではないです  
ね。その点はやはり末端まで十分目の届くよう  
な指導体制というものをも十分立てておく必要  
があるのではないかと、こういうふうに思つてお  
るわけですね。

それから代位弁済の実行の時期は、十年資金と  
十五年資金というものになつておるわけですか  
ら、その間いろいろの事情によつて返済できない  
年次も出てくるわけですが、その場合には延滞と  
いうことになつていくわけですか。結局は十年あ  
るいは十五年の返済期限を経過して、さらに返済  
が完了しておらない金額に対して代位弁済をする  
のか、途中でこれは発動ができるか、その点はど  
うなつておりますか。

○森本政府委員 代位弁済のほうは、お尋ねのケ  
ースで申し上げますと、それぞれ長期資金を借り  
ましても、一年一年据え置き期間が過ぎれば要返  
済額というのが出てまいります。その一年一年の  
要返済額が滞りました場合に、代位弁済が発動で  
きる、こういうふうな形でございます。

○芳賀委員 では、その年次の分が滞つた場合に  
代位弁済ができる、そういうことですか。

○森本政府委員 それぞれの年度における要償還  
額が滞りましたときにも、代位弁済が発動し得  
る、そういう仕組みでございます。

○芳賀委員 あと二、三点でとどめておきたいと  
思いますが、畜産局、農地局来ていますから、  
それでは畜産局は参事官が見えていますから、お  
聞きしますが、今回の改正によつて、家畜導入資  
金のほかに、今度は育成資金が貸し出されるよう  
なことになるわけですが、いろいろなものを出し  
出したほうがいいということになるが、従来の  
家畜に対する資金貸し出しの方法から見ると、今  
度は主として飼養するえさ代とか、その部面に  
対してまでも近代化資金を貸し出す必要があると  
いう最も大きな理由は、どういふ点にあるわけ  
でありますか。

○太田説明員 芳賀先生も御承知のとおり、従  
来、牛、馬、綿羊、豚等につきまして、もちろ  
ん限定はあつたわけですが、これが家畜購入資金に  
つきましては、近代化資金でめんどうを見ていた  
ことは御承知のとおりでございます。ところが、  
いま申し上げたような牛でございますと、肉用肥  
育畜牛は除きますが、搾乳牛あるいは繁殖畜牛の  
経営、あるいは豚も繁殖用豚の経営等につきま  
しては、その経営の実態を見てまいりますと、初産  
時までの育成あるいは初産時から販売代金回収開  
始までの飼養管理費というのが相当の額になるわ  
けでございます。しかもその育成期間等を考へて  
みますと、長いものは二十九カ月、短いものでは  
十五カ月くらいかかる。したがつて、その間のい  
わゆる中期の運転資金、先生おっしゃいますと、  
代とか、それから材料費、建物、農機具修理費、  
あるいは賃料、料金、こういった中期の運転資金  
というものがかなりの額になるわけでございます  
と、従来家畜の導入資金を見ていたものにつつま  
しては、家畜育成資金というものを貸し付け対象  
にいたしました、家畜とセットにしてそういうも  
のを融通することによつて、少しでも畜産経営農  
家の金利負担を軽減するということが、畜産経営  
の拡大のために役立つという趣旨で、今回  
中期の運転資金を利子補給の対象にいたしました、こ  
ういふ次第でございます。

○芳賀委員 そこで、肉牛も当然対象になるわけ

ですね。最近の畜肉対策というものは、相当農林  
省としても強力に進めてもらわなければならぬわ  
けですが、その場合、いわゆる肉牛用の子牛を家  
畜資金で導入する。それから肉牛だから、何年も  
搾乳して販売代金をあげるといふわけにいかぬ  
ですね。ですから、肉牛の場合には、一定期間飼  
育して、それを肉用に販売するということになる  
わけですが、乳用牛とは全然扱いが違ふことにな  
ると思つておるのです。ですから、畜産振興事業団等  
においても、これは別な法律でありませうけれども、  
牛肉の輸入等については事業団が扱つていふよう  
な構想のようでありまして、今度の近代化資金の  
扱いの中で、一体肉用牛等の導入や飼育というも  
のに対しては、どの程度の計画で対処する予定で  
おるか。

○太田説明員 肉牛の問題でございますが、肉牛  
の問題につきましては、現在の近代化資金では、  
御承知のとおり、肉用の繁殖雌牛の導入について  
近代化資金の対象になつておるわけでありまして、  
肉用の肥育畜牛につきましては、御承知のと  
おり、きわめて短期間で現金が回収されるという  
ことでございますので、これは本来いわゆる組合  
系統金融の融資分野になじむものではないこと  
で、近代化資金の対象にはいたしていいわけ  
でございます。肉用繁殖雌牛の自家生産、あるい  
は購入した肉用繁殖雌牛を哺育し、これを育成  
し、その生産物の販売を開始するまでに要する現  
金支出の経費を貸し付け対象にするということ  
でございます。われわれが想定いたしております経  
営では、大体自家育成あるいは購入のものでそれ  
ぞれ考へてみますと、初産時までの育成費が、大  
体自家育成の場合は二十八カ月、月齢六カ月の  
子牛を購入する農家の場合には約二十二カ月、さ  
らに子牛を販売年齢まで哺育する期間が六カ月か  
かりますので、三十四カ月ないし二十八カ月か  
るわけでございます。この間のえさ代あるいは  
その他の現金支出、これを近代化資金の対象にい  
たしまして、国と県で利子補給をいたしまして、  
金利を引き下げて、農家の方の金利負担を少しで

も軽くしよう、こういう計画でございます。

○芳賀委員 それじゃ肉用の素牛は、従来同様対象にしないということですね。

○太田説明員 肥育用の素牛については対象にいたしてありません。

○芳賀委員 それは対象にしなくてもいいということなんですか。

○太田説明員 一つには、肉用素牛導入事業という補助事業で、国が肉牛について別途の補助制度でやっておられることは、先生も御承知のとおりでございます。これは末端金利が五分になるように、国と県でそれぞれ二分ずつ利子補給いたしまして、集団的に肉用の素牛を導入しまして、農家に預託肥育をして、一定期間預託をしたあと、それを共同出荷してその販売代金を回収し、それで農家に肥料を支払うという別途の補助制度でございます。いま一つの理由といたしましては、肉用素牛につきましても、本来は組合系統金融で融資をするに最もふさわしい分野だと申します。いま申し上げましたように、短期に代金の回収ができるというふうに見ておりますので、別途先ほど申しましたように集団的に個別農家の経営を拡大するための肉用素牛導入事業という補助事業をやっておりますが、近代化資金では肉用素牛は対象にいたしてありません。かような次第でございます。

○芳賀委員 乳用牛の場合も、子牛が全部牝牛だけで生まれるとは限らぬわけですね。牝と牝と半々ぐらいということになる。従来は乳用の牝といたうのは価格も安いし、簡単に処理されておつたが、これも全国の出産量から見ると、相当な数になるわけですね。これらを完全な肉用にして肥育させて、国民生活にも貢献するということになれば、これらの飼育等についても、これは補助の対象になるのか。牡犢が生まれて、肥育して肉用にしたいという場合には、いま参事官が言った対象になるのですか。

○太田説明員 実は乳用の雌牛に對しましての導入資金につきましては、現在近代化資金で対象に

いたしておりますし、その育成資金につきましても、今回対象にしようということにいたしております。乳用牝犢につきましても、いま先生のおっしゃったとおり、従来は生まれまして一週間くらいで屠殺される。しかし、われわれの今後の政策の重点といたしまして、いま御指摘のございましたように、乳用牛につきましても、この肉利用の積極的な開発をはかってまいらなければならぬというところでございますので、乳用牝犢につきましても、今後いままでのように一週間程度で殺されることのないように、ひとつ乳用牝犢の百五十日ない百八十日ぐらいの育成というふうなこともやってみなければならぬというふうな考えております。そのための施策といたしまして、現在われわれが検討中のものは、最も問題になりますのは、牝犢の育成のための脱脂粉乳の手当の問題があるわけでございます。これにつきましても、今回、乳用牝犢を集団的にやるという農業団体等に対しては、どういふルートを通じてその脱粉を流したらいいかというふうな問題もあるわけですが、そういった問題を含めまして、パイロット事業として、これを積極的に援助してまいりたい。なお、国の福島の牧場におきましても、ややおくれればせめてはございまして、本年度、乳用牝犢の育成というふうな事業を新しく開始するという予算も要求いたしております。福島の種畜牧場でも、乳用牝犢の育成並びにこれにからむいろいろな問題を説明するための事業を始めるといふことになっております。

○芳賀委員 次に、農地局長が見えまして、二点ばかりお尋ねしますが、今回の近代化資金の末端金利が、基準金利五厘引き下げによって、それぞれ六分五厘は六分、七分五厘は七分ということになるわけですね。非補助の小土地改良の場合、これはまあ現在も五分資金ということの特例で扱っておるが、しかし、全面的に五厘引き下げになるという機会であるし、この土地改良は五分で安いから、そのままでもいいというわけにいかぬと思うのです。ですから、土地改良の場合に

は、これをさらに引き下げる必要があると思ひますが、全体五厘引き下げになっておるといふ場合は、これは例外なしにその五厘分は下がるというふうに解釈して差しつかえないわけですか。具体的には五分が四分五厘になるということですね。

○大和田政府委員 土地改良に關係いたします近代化資金の利率は、一般的には五厘下げるのだから、これも下げることはどうかという御質問の要旨だと思ひますけれども、現在すでに五分というきわめて低利でございますので、今回の基準金利の引き下げにあたりまして、土地改良關係では五分を下げるというふうには、現在のところ考えておらないわけでございます。

○芳賀委員 いや、下げるのじゃなくて、基準金利が五厘下がるのだから、自然に下がるでしょう。それは補助を同じようにやればいいけれど、黙っていたって五厘下がるんですよ。だから、そのままだということになれば、その分に対する補給率を下げるということになるんですね。そうじゃないですか。土地改良關係だけにうしろ向きにけちなことを考えているなんて、ちよつとおかしいじゃないですか。公庫資金の場合は、非補助は三分五厘でしよう。だから、近代化資金による非補助の小団地についても、公庫が三分五厘であれば、これも三分五厘になるようにするのがあたりまえなんです。われわれとしては当然そうなるべきだと考えておるが、いまお尋ねしたのは、基準金利が総体に五厘——これは農協のコストが五厘下がったわけだから、政府の努力じゃないわけですね。したがって、従来どおりの補給を行なうということになるので、その点は農林省としてはどう考えておるかという点なんです。

○大和田政府委員 ただいま申し上げましたように、基準金利の引き下げにあたりまして、五分を引き下げれば、土地改良資金、公庫で現在五分、三分五厘という二つの体系を持つてやっておりますが、近代化資金についても五分の利下げは

いたさないというふうに考えております。

○芳賀委員 そうじゃないですよ。農協の金利コストが五厘下がったのだから、政府が下げるとか下げぬという問題じゃないのです。農協が自分で五厘下げるわけだから、これは好ましいことでは

○大和田政府委員 補給がかわらなくて、農協が自分で五厘下げれば、結局末端金利は五厘下がるといふことになるんですよ。これは全部他の資金もそうなっていますよ。政府は今度の場合には何にも努力していませんよ。農協が努力して五厘下げておるわけだから、何も自慢することにはならぬが、その努力というものは、実際に借り受ける組合員である農家に及ぶのがあたりまえなんです。及ぼさぬというのは、これは問題になるんですよ。

○大和田政府委員 これは実は土地改良資金の關係の融資の利率の体系とも関連いたしまして、基準金利は下がりますけれども政府の補給がこれに応じて一般の改良資金と同じようにはまいりません。近代化資金における土地改良資金の利率は依然として五分ということになるわけでございます。

○芳賀委員 それはおかしきやないですか。公庫の非補助は三分五厘でしよう。補助残が五分でしよう。補助対象にならない小団地に対しては五分で、これは差別的になっておるんですよ。本来は三分五厘にするのがあたりまえだが、なかなか公庫資金を貸さないで、結局近代化資金にやむを得ず依存しているのですよ。ほんとうは三分五厘のほうを借りたが、貸してくれぬから、まあ五分でまんずすることになっておるのです。農協の金利が五厘下がるのだから、何もこの分の利子補給を減らすというのはおかしいじゃないですか。これは大和田局長になってそういう方針にしたわけですか。

○森本政府委員 実は御指摘のようなことも検討いたしましたのでございますが、元来、この土地改良の資金は、昔の改良資金のほうから引き継いできた資金でございます。前回三十七年に一般の資

金の金利を下げましたときも、土地改良全体の金利のバランスといったようなことを考えまして、この金利はいじらなかつたというふうな経緯がございます。御指摘のように、基準金利が下がるのだから、これも当然そうすべきではないかというお話は、十分わかるのでありますけれども、何と云いまして、いろいろな金利の体系といいますが、バランスといったようなものも十分考えなければいけませんので、むしろこの土地改良の分は、従来は政府の利子補給分が一般に比べて厚かつたといったような関係にも逆を受け取れるわけでありまして、そういったいろいろな経緯なり、あるいは土地改良全体の金利のバランスといったようなことを考慮いたしまして、御指摘の点は十分わかるのでありますけれども、とりあえず四十一年度はこれでひとつ出発をさせていただきたい、そういうふうなわれわれは考えておるわけでございます。

**○芳賀委員** この土地改良の融資の体系という、何が基礎になるのですか。国の制度資金が基礎になるでしょう。その場合には、非補助は三分五厘で、補助残が五分だから、これが体系じゃないですか。これと合わすということになると、当然近代化の非補助の五分が不当に高過ぎるのであって、体系にそろえなければならない、これはすみやかに三分五厘に直さなければならぬということになると思ふのです。それが体系じゃないですか。

**○森本政府委員** まあ、金利の体系というふうなむずかしい話になりますとあれですが、大体公庫のほうは、融資単独の大規模のものを五分ということで非補助のものはやっております。いわゆる非補助小団地は三分五厘ということでやっております。従来の土地改良資金の利用状況を見てまいりますと、大体は公庫の非補助小団地に希望が殺到いたしております、ほとんどそれを利用して。近代化資金のほうは、あるいはお手元にもお配りしてあるかと思ふますけれども、融資の希望なり実績なりがわりあいに少ない。ウエートか

らいましても、全体の1%弱といったような形になっておるわけでありまして、そういう点からいいますれば、先ほど来申し上げておりますように、近代化資金のほうの利用の程度も少ないといったようなこともありまして、公庫の三分五厘資金がむしろ大部分使われておるといったような実情からいいますと、それほど大きな御迷惑をかけることはないのではないか、こういうふうな考えまして、先ほど来御説明申し上げておるわけでございます。

**○芳賀委員** それでは、これは農林省として非補助小団地の申し込みがあつた場合には、100%公庫資金で貸し出しできるといふわけですね。それなら、この近代化のほうは抹殺したほうがいいんじゃないですか。希望どおり全部やつてやるというなら、それでもいいでしょう。農家の場合は、近代化でなければならぬとか、公庫でなければならぬというわけじゃない。条件が有利で、申し込みの資金が確実に期限内に到来するということであれば、それでもいいわけですから、その辺を統一して、それは公庫なら公庫一本でやるならやるといふことを明確にすれば、どうせ改正の機会ですから、不利になるような法律の条項を生かしておく必要はないから、削ればいい。ちよいどいい機会じゃないですか。

**○大和田政府委員** 近代化資金の土地改良関係は、御承知のように、非常に小さなものでございまして、公庫に参りますのは、三分五厘といえども、近代化資金よりや大きいのが通例でございます。最近の実績におきましては、五分の公庫資金あるいは三分五厘の土地改良資金、この需要100%をまかなつていられるともい切れませんけれども、資金の需要と供給との関係でそう大きな違いはございません。

**○芳賀委員** だから、どつちか一本にしばつたほうがいいんじゃないですか。100%公庫で出すとすれば、そのほうが三分五厘であつて、償還も長いでしょう。そういうふうな指導をしたほうがいいんじゃないですかね。

**○大和田政府委員** 近代化資金は、非常に小規模で、簡単に農協から金を借りるといふものであります。公庫のほうは、ややそれに比べて規模も大きくて、融資の手続はそれほどややこしいことはいけませんけれども、おそろく近代化資金の借り入れに比べれば、やや手取取るといふ関係もあると思ふます。したがうして、個人あるいは何人かの共同で小さな土地改良をやります場合に、土地改良資金を農協から借り入れるというところは、私はそれはそれなりの意味があつて、それを廃止して全部公庫に持つていったほうが農家にとつて便利だといふふうにも必ずしも考えないわけでありまして。

**○芳賀委員** これは政務次官にお尋ねしますが、従来も、小規模の土地改良であつてもこれは補助対象にすべきであるという、そういう主張がずっと続けられておるわけですね。しかし農林省が採択基準というものを設けて、小規模に対しては補助対象から除外しているわけですね。そういうこともあつて、結局非補助小規模土地改良区については、せめて貸し付け条件だけでも緩和するということ、この三分五厘の制度は生まれたわけですね。最初は基金を設けて、その運用利回りで補給して三分五厘にするということから出発して、現在公庫の貸し出しということになっていまして、そういう点から見ても、小さいのは三分五厘で、それよりまだ小さいのは五分でいいというのはいじやないですか。どうも農林省の役人の言うことはわれわれには通じないのです。小規模の非補助を三分五厘にすることになつて、それよりまだ小さい規模のほうは五分になつていいというの、これはどうも理由が明らかでないですね。

**○坂谷政府委員** どうも私、この議論をいま初めて聞くのですが、確かに金利体系としてはいろいろの疑点があると思うのですけれども、ただ、近代化資金の場合、たとえば個人でも借りられるし、数人共同してでも借りられる。いま非補助小団地の三分五厘資金は、大体土地改良区あたりが団体で借り入れをする。そういう面でも若干借り受

ける対象者も違つておるのじやないかと思われるし、いずれにしても、百姓がどちらか希望するものを自分で選択して借り入れができる、そういう余地もあるわけでありまして、そういうところからいふような問題が生じたのじやないかと思つておるわけ、いまの場合、これ以上の決定的なお答えを申し上げるには、いささかまだ調整ができておらぬわけでございます。そういうふうな点で一応御理解いただきたい。この問題は、ひとつ検討しなければならぬ問題だと思ふます。

**○芳賀委員** どうも坂谷さんは、最近答弁技術がうまくなつていろいろ言われるけれども、結論的にどうするといふきめ手がなかなかないですね。これは政務次官としてやむを得ぬ現象かも知れませんが、ただ、農協が金利を五厘下げるわけですから、そこからいふ議論を進めておるわけですね。政府の努力でなくて、農協自身の金利を五厘下げるわけだから、従来の扱ひのままいつても、総体に五厘下がるのではないか。だから、土地改良は特別扱いに五分ということ、この点は政府としても努力されておることにはわかりませんが、農協の下げた分は、当然五分から下がるということになるのです。黙つておつても四分五厘になるんじゃないかといふことを私が指摘したわけですね。ならぬといふ答弁が納得できないのです。そうなるということであれば、何も繰り返して質問する必要はないわけですね。重要問題だから、皆さんで明快に答弁ができないとすれば、これは保留して、農林大臣から直接明らかにしてもらいたいと思ふのです。それでもいいですよ。むりやりにこつ答弁せよといふわけじゃないから、それじゃ農林大臣に回しますか。

**○森本政府委員** 先ほど来申し上げておりますように、近代化資金は、いろいろな制度を取り込んだような形で出発をいたしましたので、あるいはその当時、白紙に絵をかいたということであれば、はたして三十六年ごろに五分の金利で出発したかどうかという点があつたらうかと思ふます。ただ、既存の改良資金を引き継いだといふたような

形で、他のものに比べて、むしろ大きい利子補給率をこのものは適用してやってきたというような経緯があるのでございます。御指摘の点は、確かに四十年から四十一年度への推移というようによい点にほゞりますれば、基準金利が下がるわけであるから、末端金利もそれにつれてすべての資金を下げるべきであるというふうな御議論が成立するわけでございますけれども、近代化資金が充足いたしましてから今回までの経緯といったようなことをそれぞれ資金別に考えますと、われわれが考えておるようなことで、他の土地改良資金との関係、あるいは近代化資金の今回までのいきさつ、発足当時の経緯といったようなものを考え合わせれば、大体この小土地改良について現行の程度の金利でいきたいということ、ひとつ御理解をいただきたい、こういうふうに申し上げておるわけでありまして、四十年から四十一年にかけてのその動きだけを取り上げますと、先生のおっしゃられるようなことも当然出てくると思えますけれども、発足いたしましたとき、それ以来の経緯といったようなことを考えますと、この程度の金利でひとつ出発していただいたらどうか、こういうふうなふうに思います。

○芳賀委員 これは保留するというにして、あと最後に、今度の改正によって、これは近代化資金の関係であります、法人以外の団体に対して近代化資金の貸し出しを行なうという点と、それから今度は保険協会の対象にするという点、農林中金に対して融資協会の対象にするという点、この二点については、提案理由の補足説明には載っておりませんが、われわれとしては十分まだ理解できかねる点もあるので、この点を局長から明確にしておいてもらいたいと思えます。

○森本政府委員 法人格のない団体に対して、どういう資金を貸し出すかというお話でございますが、それは今回融資対象に加えました環境整備資金を貸し出す予定でございます。

それから、農林中金と信連その他の融資上の分野の話でございます。これは先般もお話ござい

まして、われわれとしましては、あくまでも農林中金が直接貸しをするのは補完的な制度である。したがって、全国的な受益の範囲を持つような施設をつくるというふうな場合、あるいは信連では融資がむずかしいといったようなもので、借り受け者の希望があれば、中金が補完的に貸し出しをする。こういう趣旨で、直接融資の道を閉くことにしたわけでございます。信連が貸し出せるといったようなものについてまで中金が貸し出しをするといったようなことは、なるべく避けていきたい。したがって、その点につきましては、融資の申し込みが中金に直接ありました場合にも、一応地元なり関係の信連に照会をいたしまして、信連のほうでは、融資の対象としては貸し出しがなかなかむずかしいというふうなことを確かめた上で、農林中金に貸し出しをしていただく、そういうふうな形で調整をしながら、進めていただくように指導したいと思えます。

○芳賀委員 社会福祉関係の場合、説明にも農協の行なり組合病院などが載っておりますが、これは全国的に見ても、規模の大きいのは、厚生連、厚生農業協同組合連合会等の行なっております病院、あるいは単協の経営しております病院とか、あるいは数個の単協が共同の形で経営している農協病院とか、こういうものに大体区分されると思うのです。ですから、病院等の施設の場合には、農協としての法人格を持たないものに対して、これを対象にする必要はないんじゃないですか。簡易水道等の場合は、これは農協の組合員が主体となつて施設する簡易水道、あるいは部落単位のいわゆる小規模の公民館的なものをいうのか、この場合であっても、維持管理等は、法人格を持った農協とかあるいは生産組合法人等が、簡易に運営できないという問題はないと思うのです。そういう条件を与えて指導すれば、法人格を持たないものにやらすよりも、むしろ充実して責任を持ってやらせられると思うのです。この点はちょっとおかしいと思うのです。

○森本政府委員 もちろん、御指摘のように、農

業協同組合あるいは農業協同組合連合会が施設をつくる、あるいは管理することが可能なものにつきましては、融資としても、農協ないし連合会に融資をするつもりでおります。ただ、今回融資対象として、融資の相手方として法人格のない団体を加えましたのは、どうしてもそういう既存の法人格を持つ団体ではできにくいものもあるいは出てくるのではなからうか。たとえば部落等で簡易水道を共同で引く、あるいは集会所をつくるといったような場合には、農協では話し合いがつかない、部落で任意団体のようなものをつくってやるほうが話がまとまりやすいというふうな場合に、資金の融通の道が開かれています。相手方に法人格のない団体を加えることにしたわけでありまして、既存の団体あるいは法人格のあるものがやられる場合には、もちろん、それでやっていたらいいほうが融資の関係でも明確になるわけでありまして、お説の点については、そのようなことでひとつ……。

○芳賀委員 その場合に、これは法人でやれるのか、これはどうしてもできないとかいう認定は、どこでやるのですか。

○森本政府委員 認定のほうは、市町村なりあるいは県なりが当然相談に乗るわけでありまして、それから、そういう人に十分部落の人あるいは村の人がよく御相談願って、これはやはり農協では無理で、部落の申し合わせ組合と申しますか、任意団体でやらなければうまくいかないというふうな場合に、いま言ったようなことで運用していきたいというところでございます。

○芳賀委員 それでは、きょうはこの程度にして、あと保留した問題は、農林大臣が出席されたときに質問をすることにします。

ただ、最後に、先ほど言いましたように、いま審議の三法案に關係する政省令等の必要な部分に對しては、法律が上る前に必ず出してもらいたいということ。それから、最近の農協系統の貯金あるいは預金とか、貸し出し金のそういう実態、

これは都道府県別にできるだけ資料にして出してもらいたい。これは委員長からも指示してもらいたいと思えます。

○飯谷政府委員 先ほど委員長からも御注意がありましたように、できるだけ整備をして出すようにいたします。

○中川委員長 次会は、明二十三日午前十時より理事会、十時半より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十分散会

